

事務連絡
令和5年3月24日

村立小中学校 保護者様
村立幼稚園 保護者様

北中城村教育委員会
教育長 徳村 永盛
(公印省略)

新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直しについて

平素より学校における感染防止対策へのご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

さて、文部科学省は令和5年3月17日付け及び沖縄県教育委員会より3月20日付けで「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直しについて」の通知を発出しました。この通知に伴い、村立幼小中学校の新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方を見直し、下記のとおり定めました。

保護者の皆様におかれましては、下記の項目についてご理解いただき、引き続き学校・園における感染拡大防止へのご理解とご協力を宜しくお願い致します。

記

1 マスク着用の考え方の見直しについて

- (1) 児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とする。
- (2) 登下校時に通学バスを利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合などはマスクの着用が推奨される。
- (3) 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望する場合や、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることがないようとする。
- (4) 児童生徒間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行う。
- (5) 学校教育活動の中で、「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、活動の場面に応じて、一定の感染症対策を講じる。部活動等において同様の活動を実施する場合も同様とする。
- (6) 感染症が流行している場合には、教職員がマスクを着用する又は児童生徒に着用を促すことも考えられるが、そういった場合においても、マスクの着用を強いることがないようとする。
- (7) 咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう児童生徒に指導する。

2 入学式等の実施に当たっての留意事項

- (1) 入学式等の儀式的行事においても、マスクの着用を求めないことを基本とする。
- (2) 来賓及び保護者等の参加については、着席を基本とし、各学校にて座席間に触れ合わない程度の距離を確保できる範囲とする。※学校の児童生徒数や会場の広さ等により、各学校における参加人数は異なります。

3 給食等の食事をとる場面における対策について

- (1) 食事前後の手洗いを徹底するとともに、会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう注意する。
- (2) 適切な換気を確保するとともに、大声での会話は控える、机を向かい合わせにしない。向かい合わせにする場合には、児童生徒の間に一定の距離(1m程度)を確保するなどの措置を講じることにより、「黙食」は必要としない。

（参照：文部科学省「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直しについて」（令和5年3月17日））